

あなたの子育てを
応援します！

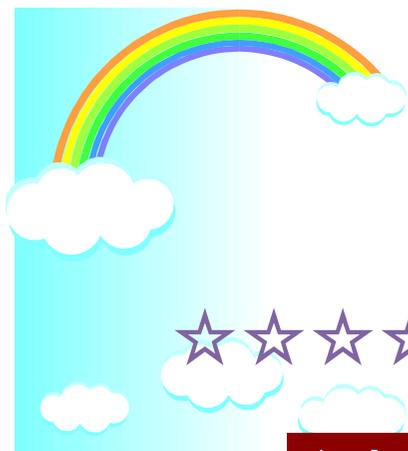


活動の手引き



会員になってお互い助け合います。

ファミリー・サポート・センター



もくじ



◇相互援助活動について	1
◇具体的な援助活動の内容	2
◇活動のながれ	4
◇センターのしくみ	5
◇会員の心得	6
◇報酬の基準	8
◇報酬の計算方法	9
◇保障保険制度について	10



「枕崎市子育てサポートセンター」は、

子育ての援助を依頼したい人（依頼会員）と
子育ての援助を提供したい人（提供会員）との
相互援助活動を行う会員組織です。

会員の 条件

依頼会員

- * 枕崎市在住又は勤務の人
- * 生後3か月から小学6年生までの子どもがいる人
- * センターで実施する講習を受けた人



提供会員

- * 枕崎市在住で自宅で子どもを預かることができる20歳以上の人
- * 健康で子育てに意欲のある人
- * センターで実施する講習を受けた人

「依頼会員」「提供会員」の

両方会員になることも

できます。

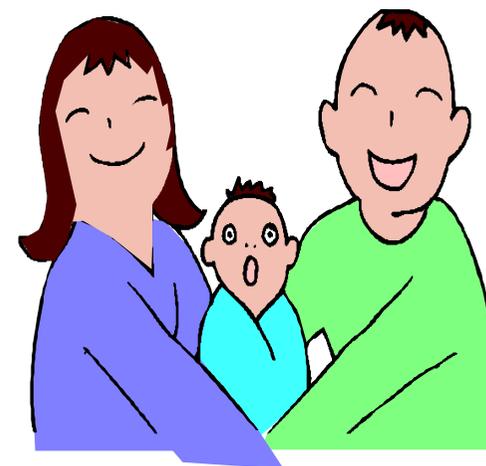
- ◆ いずれの会員も、この事業の趣旨を理解し、協力していただける方なら、性別、免許の有無、資格等は問いません。ただし、講習を受けられた後で会員登録となります。
- ◆ 援助活動は、依頼会員と提供会員が事前に十分な打ち合わせを行い、両者の合意の上で行われます。

◇具体的な援助活動の内容

センターで行われる援助は、あくまでも単発的、一時的なものですから、輕易かつ短期的、補助的なものです。原則として、長時間にわたる援助活動は行いません。

- 1 保育所（園）や幼稚園での保育開始前や終了後に子どもを預かる。
- 2 保育所（園）や幼稚園までの送迎
- 3 学童保育（児童クラブ）終了後や学校の放課後に子どもを預かる。
- 4 冠婚葬祭又は他の子どもの学校行事の際に子どもを預かる。
- 5 買い物など外出の際に子どもを預かる。

- ◆活動は、原則として「提供会員」の自宅で行います。
- ◆早朝、夜間にわたることもあります。原則として子どもの宿泊は行いません。



こんな時にもご利用ください

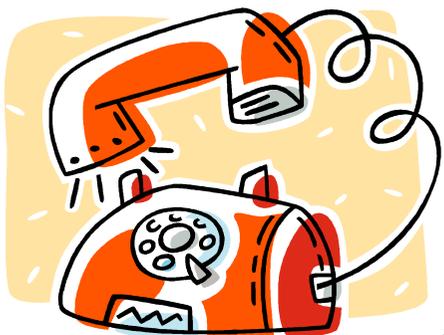
- 1 求職活動のため
- 2 産前、産後の子どもの送迎
- 3 急な残業や仕事でお迎えに行けないとき
- 4 乳幼児を連れて出かけにくいとき（参観日、病院など）
- 5 ときには子育てを離れて、自分自身の時間を持ちたいとき



◇活動のながれ

1 はじめに…

「依頼会員」から
センターへ依頼の
電話をします。



2 センターは「依頼会員」
の依頼内容に合わせて
「提供会員」をお探し
し、紹介します。

3 事前打合わせ

「依頼会員」と「提供会員」が
より安心して活動ができるよう
に、事前打ち合わせを行います。
事前打ち合わせは、原則、
センターで行ってください。



4

事前打ち合わせ終了後はいつでも活動を依頼できます。

※同じ方へ2回目以降の依頼の場合は、事前打ち合わせは不要です。

※活動依頼を取り消しする場合は、相手会員とセンター
の両方にできる限り早く連絡してください。



5 活動日

事前打ち合わせの内容にそって活動します。

7 後日

「提供会員」は1か月分の援助活動報告書をまとめて翌月5日までにセンターへ提出します。

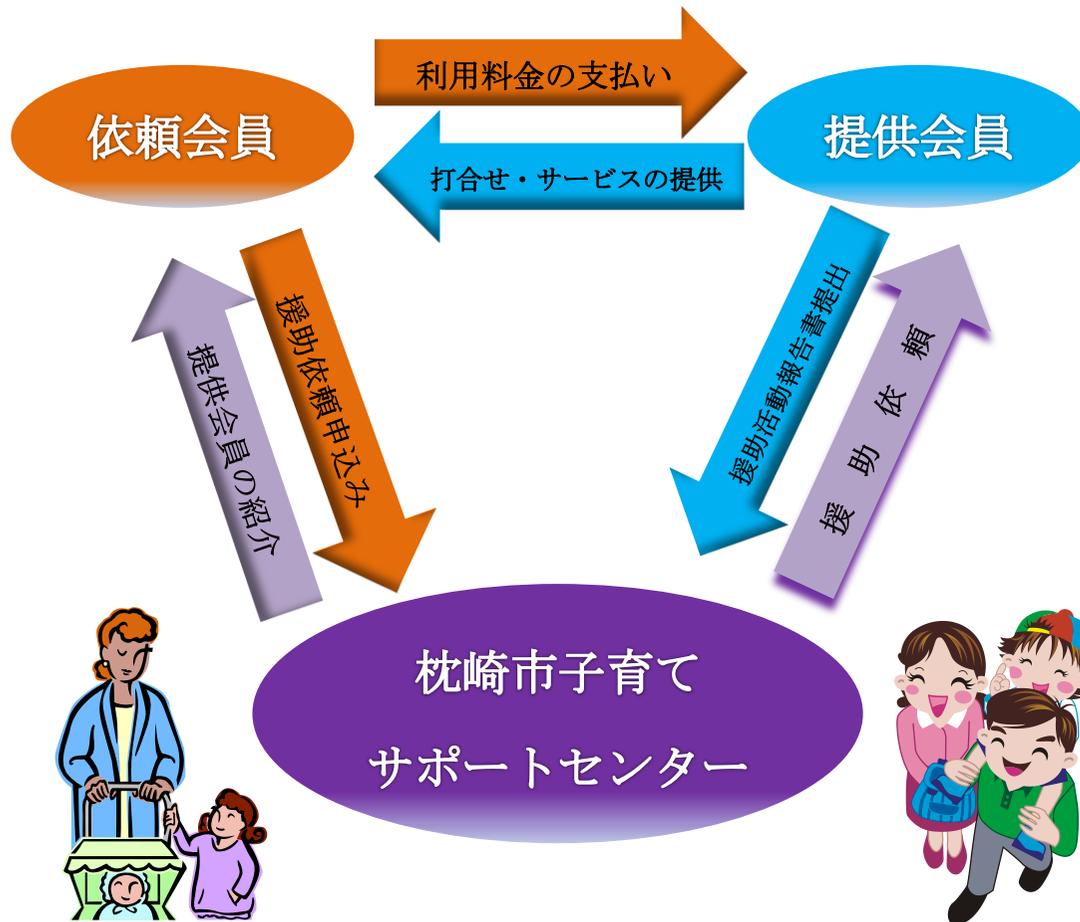
センターのしくみ

6 援助活動終了後、「提供会員」は本日の活動を報告書に記入し、「依頼会員」のサインをもらいます。「依頼会員」はお互いに取り決めた金額を直接「提供会員」に支払います。

「提供会員」さん
報告書作成



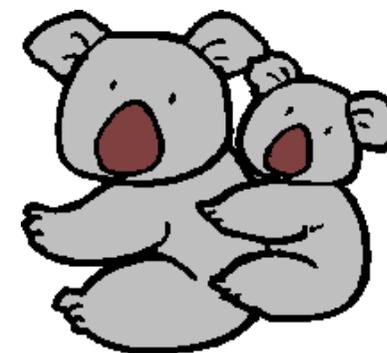
「依頼会員」さん
報告書にサイン
代金の支払い



◇活動のながれ・センターのしくみ

◇会員の心得

- 1 本会の活動の趣旨と決まりを守りましょう。
- 2 お互いのプライバシーは守りましょう。
- 3 センターへの連絡なしに、会員同士で交渉し、援助をした場合、また、連絡がない場合は、補償保険は適用されません。
また、相互援助活動中に生じた事故については、当事者間で解決するものとし、センターは責任を負うものではありません。
- 4 相互援助活動の実施や報酬の支払いは基準に基づいて行ってください。
- 5 事前打ち合わせは、定められた用紙にそって必ず行ってください。
- 6 本会の会員証を他人に貸したり、又は譲渡したりしないでください。
- 7 会員証を紛失したとき、又は変更が生じたときは、直ちに、センターへ連絡してください。
- 8 退会するときは、必ず会員証をお返しくください。



提供会員の方へ

- 1 活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
- 2 安全チェックリストにより、ときおり子どもの安全を確認してください。
- 3 活動後、提供会員は援助活動報告書を作成します。報告書は月末締めで、翌月5日までにセンターへ提出してください。
- 4 活動中は必ず会員証を携帯し、身分を証明する必要がある場合は、提示してください。



依頼会員の方へ

- 1 依頼した援助活動以外の仕事は要求しないようにしてください。
- 2 感謝の気持ちを忘れないように、心がけましょう。

◇報酬の基準



枕崎市子育てサポートセンターの**報酬基準額**は次のとおりです。

- 1 基準額は、援助活動が1時間に満たない場合でも1時間とみなします。
- 2 援助活動が1時間を超える場合は、超過時間30分までごとに基準額の半額を加算した額とします。
- 3 複数の子ども（兄弟）を預ける場合は、2人目から基準額の半額とします。
- 4 援助活動が5時間を超える場合は、超過時間1時間当たりの基準額を「600円」とあるのは「500円」とし、「700円」とあるのは「600円」とします。
- 5 無断又は当日の取消しについては、取消料（全額～半額）が発生します。
- 6 交通費、食事代、おやつ代、おむつ代等については、「依頼会員」が実費を支払います。
また、「依頼会員」が特定のを希望する場合は、「依頼会員」が用意してください。
- 7 報酬などの支払いは、援助活動が終了後、その都度すみやかに支払ってください。
報酬を滞納した場合は、利用をお断りすることがあります。

月曜日～金曜日
(祝祭日を除く)

7:00～19:00

1時間当たり

600円

上記の時間外及び
土曜日・日曜日・
祝祭日

1時間当たり

700円

◇報酬の計算方法



1 時間外をはさんだ報酬の計算方法

早朝の場合

【6:00~7:30】

700	300
-----	-----

 700+300=1,000円

6:00 7:00 7:30

夕方の場合

【18:00~19:30】

600	350
-----	-----

 600+350=950円

18:00 19:00 19:30

3 5時間を超える場合の計算方法

平日時間内の場合

【7:00~13:30】

600×5	500	250
-------	-----	-----

 3,000+500+250=3,750円

7:00 12:00 13:00 13:30

平日時間外の場合

【15:00~21:30】

600×4	700	600	300
-------	-----	-----	-----

 2,400+700+600

15:00 19:00 20:00 21:00 21:30

+300=4,000円

2 複数の子ども（兄弟）の場合の計算方法

平日時間内の場合

【7:00~8:00】 A

600

 B

300

 600+300=900円

7:00 8:00

時間外の場合

【18:00~19:30】 A

600	350
-----	-----

 B

300	175
-----	-----

 600+350=950円

18:00 19:00 19:30

18:00 19:00 19:30

合計 950+475=1,425円

4 取消料

取消内容	前日取消	当日取消 (平日)	当日取消 (時間外)	無断取消 (平日)	無断取消 (時間外)
1時間の 場合(1人)	/	報酬基準の半額		報酬基準の全額	
		300円	350円	600円	700円

【注意事項】

- *報酬の計算方法が分からないときは、センターへお問い合わせください。
- *取消しは前日までに連絡するようにしてください。
- *お互い、無断取消や当日取消はしないように心掛けましょう。
- *取消料が発生したときは、報告書に記入が必要です。
- *報酬の支払いは、その日のうちに済ませましょう。

◇補償保険制度について

安心して活動ができるよう会員になると自動的に

「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」

「依頼子供傷害保険」の3つの保険に加入する

こととなります。保険料はセンターが負担します。

1 サービス提供会員傷害保険

「提供会員」が、センターのあっせんによる保育サービスの提供中や保育サービスを提供するため自宅と依頼会員の子供宅や保育所等の往復途上（自宅との通常の経路）において、事故等により傷害を被ったときに補償する。

2 賠償責任保険

「提供会員」が、保育サービス提供中の監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体又は財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金等を補償する。（自家用車使用による事故は対象外となります。）

3 依頼子供傷害保険

「依頼会員」の子どもが、保育サービスを受けている間に、事故等によって傷害を被った場合に、「提供会員」の過失の有無にかかわらず補償する。

事由	補償額	備考
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 500万円～15万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	2,000円	事故日より180日以内を限度
手術	2,000円×所定倍率 (10・20または40倍)	事故日より180日以内の手術
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内で通院 90日分を限度

事由	補償額（限度額）
対人・対物賠償	1事故につき2億円
初期対応費用	500万円
見舞金・見舞品	10万円
現金盗難	10万円
訴訟対応費用	1,000万円

事由	補償額	備考
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	程度により 300万円～9万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	1,000円	事故日より180日以内を限度
手術	1,000円×所定倍率 (10・20または40倍)	事故日より180日以内の手術
通院（1日）	1,000円	事故日より180日以内で通院 90日分を限度

◇保険についてのQ & A

Q



子どもの送り迎えに自家用車でいきたいのですが、自家用車で行ってケガをした場合、保険は適用されますか？

A

賠償責任保険は適用されません。

自家用車使用による事故の場合は、事故の相手の身体や財物などへの賠償責任保険は「提供会員」の加入する自動車保険を適用することになります。ただし、「提供会員」自身と預かった子どもの傷害保険は適用されます。（サービス提供会員傷害保険と依頼子供傷害保険）自家用車を使用する場合は、「依頼会員」と「提供会員」が事前に十分な打ち合わせを行い、両者合意の上で行ってください。

Q



小学校低学年の子どもですが、保育サービスを受けるため、学校から「提供会員」の家へ一人で行く途中ケガをした場合、依頼子供傷害保険は適用されますか？

A

適用されます。

学校から「提供会員」宅へ通常経路における往復途中において、子どもがケガをした場合、適用されます。また「依頼会員」が子どもを「提供会員」宅へ預けに行く途中や連れて帰る途中も、通常経路における往復途中において子どもがケガをした場合、適用されます。なお、この場合には、「依頼会員」のケガは対象となりません。

ファミリー・サポート・センター

〒898-0071 枕崎市美山町33番地

特定非営利活動法人

子育てふれあいグループ 自然花

電話・FAX

0993-58-1888

<http://jinenka.jp>

開所時間：午前9時～午後5時

月～金曜日（年末年始を除く）

